

## 審査の結果の要旨

氏名 水崎富美

本論はマルロー文化大臣就任後（1959年以降）のフランスの「文化の民主化」における音楽教育の実践的な展開を詳細な調査研究にもとづいて解明している。本論は「文化の民主化」を同時代に相互媒介的に進展したユネスコの提唱する「文化的権利」を分析枠組みとして、「文化的権利」の概念、「文化の民主化」の諸政策、「文化的民主主義」の展開過程を、多層的に展開された音楽教育の実践の実態に即して全七章で構成して叙述している。

第一章では、「文化の民主化」政策の進展をユネスコの「文化的権利」の展開に即して考察し、「交流」を基盤とする「文化的民主主義」の展開が政策史として叙述されている。

第二章では、ランドフスキーの「10年計画」によって進められた音楽施設の改革を、学校施設型の領域におけるコンセルヴァトワールと「青年と文化の家」、非学校施設型の領域における「音楽都市」と「音楽祭」における場の変化として記述している。

第三章では、パリ市の区ごとに創設されたコンセルヴァトワールの機能を教育内容と資格制度と教育の実態に即して分析し、アマチュア音楽の育成による「音楽市民」の形成が追求された過程を提示している。

第四章では、多様な階層の市民を対象とし多様な音楽ジャンルの教育を標榜した「青年と文化の家」の実態を調査し、アマチュア音楽家の育成の様態を記述している。併せて、同施設がコンセルヴァトワールと同様、学校施設型の特徴として学習者が特定のエリート階層に閉ざされがちな傾向も指摘されている。

第五章では、非学校型の施設である「音楽都市」の実践の実態が提示され、「交流」の意義について考察している。「音楽都市」においては演奏家と市民と作品を結びつけることが意識的に追求され、音楽を媒介とする協同社会の市民の形成が求められている。

第六章では、同じく非学校型の企画である文化省主催の「音楽祭」が対象とされ、偶然性と即興性と交雑性を特徴とする「交流」が一般の市民が自発的かつ自由に音楽を享受する多様な時間と空間を準備していることが示される。

第七章では「交流」の概念を中心とする「文化の民主化」の施策における国、地方自治体、文化団体の関係を解明している。パリ市を事例として考察することにより、「交流」を市場に委ねるのではなく、国と地方自治体と文化団体が協同で責任を分かち合うことによって「文化の民主化」が推進されたことが実証されている。

フランスの音楽教育については、文化政策によって学校施設の枠を超えて非学校施設においても活発に展開されてきたことは知られていたが、その詳細については十分には認識されてこなかった。本論は長期にわたる精緻な調査研究により、それらの実態を詳らかにし、「文化の民主化」政策による多層的な音楽教育の実態の描出を行っている。約半世紀にわたるフランス共和制の構造的変化に対応した考察のいっそうの精緻化が今後の課題として残るが、本論の詳細な実態調査と多層的な音楽教育の構造の解明は先行研究の水準を大きく超えている。よって本論文は博士論文として十分な水準に達していると評価された。